

奈良県選挙管理委員会告示第六号

平成二十七年四月十二日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

奈良市・山辺郡選挙区	金六、一九一、四〇〇円
大和高田市選挙区	金六、二五六、三〇〇円
大和郡山市選挙区	金五、九二四、一〇〇円
天理市選挙区	金六、〇九三、二〇〇円
橿原市・高市郡選挙区	金六、二二五、七〇〇円
桜井市選挙区	金五、九一八、六〇〇円
五條市選挙区	金六、二一七、七〇〇円
御所市選挙区	金五、八九七、二〇〇円
生駒市選挙区	金五、九〇四、四〇〇円
香芝市選挙区	金六、四〇〇、五〇〇円
葛城市選挙区	金六、三四二、二〇〇円
宇陀市・宇陀郡選挙区	金六、五〇七、〇〇〇円
生駒郡選挙区	金五、六九八、九〇〇円
磯城郡選挙区	金五、五六三、三〇〇円
北葛城郡選挙区	金六、一四九、〇〇〇円
吉野郡選挙区	金五、五〇八、七〇〇円